

各務原市本庁舎耐震化基本構想策定委員会設置要綱

(平成 26 年 1 月 28 日決裁)

(平成 26 年 3 月 25 日決裁)

(設置)

第 1 条 各務原市本庁舎耐震化基本構想（以下「基本構想」という。）の策定にあたり、本庁舎耐震化に関する事項について検討し、又は協議するため、各務原市本庁舎耐震化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、本庁舎耐震化に関する事項について検討又は協議を行い、基本構想案を市長に提案するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体等の役員又は職員
- (3) 公募による市民
- (4) 市職員

3 前項の委員の委嘱にあたっては、広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。

4 第 2 項第 3 号の公募による市民を選任する基準及び方法については、別に定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想案を市長に提出する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画総務部管財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行の前においても、委員会の委員の選任に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。